仕様書

1 委託業務名

令和4年度日本書籍翻訳・普及事業の企画・運営

2 事業の目的

我が国で出版される多くの優れた書籍を海外の出版社から出版・流通させるための事業を企画・運営し、また翻訳家を発掘し育成することを目指し翻訳コンクールを企画・実施する。その他、上記2事業に関するシンポジウム等を企画・実施する。これらの事業を通じて、日本の書籍の翻訳家を支援すると共に、日本の書籍が数多く翻訳され、海外での普及が進むことが期待される。

3 委託業務の概要

日本書籍の翻訳者の把握、リスト化をしたうえで、日本の書籍を広く翻訳出版できるような体制・制度を整える。

また、翻訳人材の発掘・育成につながるような翻訳コンクールを企画・実施し、併せて シンポジウム等を開催する。

4 業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までとする。

5 委託業務の範囲

受託者は、本委託業務に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) 日本の書籍が広く翻訳・出版できるような仕組みの構築
- (2) 上記(1) の事業は一般社団法人日本書籍出版協会と連携する
- (3) 上記(1) の翻訳に当たっては過去の翻訳コンクール受賞者等も活用する
- (4) 過去の翻訳コンクール受賞者を加えた翻訳者リストの作成、公開
- (5) 第7回翻訳コンクールの実施
- (6) 第8回翻訳コンクールの企画
- (7) 上記(1) ~ (6) の事業に関連するシンポジウム等の開催
- (8) 上記(1)~(7) を実施する事務局の設置
- (9) 上記(1)~(8) の事業の効果的な広報
- (10) その他、必要な事業の実施

- 6 業務内容の詳細
- (1) 日本の書籍が広く翻訳・出版できるような仕組みの構築
- ○出版社、エージェント、翻訳会社等と連携して実施すること。
- (2) 5 (1) の事業は一般社団法人日本書籍出版協会と連携して実施する
- (3) 5 (1)の翻訳に当たっては過去の翻訳コンクール受賞者等も活用する
- ○過去の翻訳コンクールの受賞者、審査対象者のうち現に翻訳を業としている者や、翻訳 会社と連携しながら5 (1) の事業を実施すること。
- (4) 過去の翻訳コンクール受賞者を加えた翻訳者リストの作成、公開
- 〇把握した翻訳者のリストを作成し、それを公開することにより、出版社が翻訳者を選択できるようにして、5(1)の事業を円滑に実施すること。
- (5) 第7回翻訳コンクールの実施
- ○「令和3年度現代日本文学翻訳・普及事業」において既に公募されている「第7回翻訳 コンクール」を実施すること。詳細は、以下のリンクを参照すること。

https://www.jlpp.go.jp/competition7/index.html

- ○賞金は文化庁から支払われる予定である。
- (6)第8回翻訳コンクールの企画
- ○「第8回翻訳コンクール」については、英語訳のみの公募とすること。
 - (7) 上記(1)~(6) の事業に関連するシンポジウム等の開催
- ○シンポジウムを開催する場合、コロナの状況等を鑑みたうえで、海外の出版社の編集者 や書評者などを招へいすると共に、日本における版権商談会などへ参加できるようにする こと。また、主に出版社向けの海外展開に関する勉強会を実施すること。
- (8) 上記(1)~(7) を実施する事務局の設置
- ○事務局は、本委託業務に関して必要となる全ての経費について、適正に収支の管理を行うこと。
- ○謝金規定の作成における単価等の設定については、「2 事業の目的」、「3 委託業務の概要」を踏まえた公共性の高い適切な金額及び基準を設定し、文化庁の同意を得るものとする。
- ○本委託業務を滞りなく行えるよう、適切な実施体制を確立すること。
- ○本委託業務に関する全ての渉外窓口を行うこと。
- (9) 上記(1)~(7) の事業の効果的な広報
- ○5 (1) の事業については、英語圏の出版社に訴求できるようなウェブサイト等のシステムによること。また、「令和 3 年度現代日本文学翻訳・普及事業」までのウェブサイト (https://www.jlpp.go.jp/)、ツイッター (https://twitter.com/jlpp_info)、フェイスブック (https://www.facebook.com/people/JLPP/100057028496877/) を引き継ぐと共に、情報発信量を上げ、ウェブサイトについてはユーザビリティーを考慮して改変すること。

- (3) における翻訳者リストを常に更新し、ウェブサイトに掲載すること。
- (10) その他、必要な事業の実施
- 新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染防止の観点を踏まえた企画提案を行うこと。
- 経費執行の面からも戦略的・効率的な計画をたて、本委託事業の質の確保に努めること。

7 成果物

報告書・・・1部

※上記(1)~(10)の実施内容・結果を総括する報告書(業務成果報告書)を作成すること。

※報告書には理解しやすい図、表等も盛り込むこと。

※電子媒体によっても納品するものとする。

8 成果物の納入期限・場所

- (1)納入期限 額の確定通知から30日以内又は委託業務の完了した日から60日以内 のいずれか早い日まで
- (2) 納入場所 東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁文化経済・国際課グローバル 展開推進室

9 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、文化庁と綿密な打合せを行うとともに、業務の進捗状況 等について情報共有すること。また、打合せの都度、記録を作成すること。
- (3) 本仕様書に定めがない事項については、文化庁と十分な協議の上、行うものとする。

10 その他

- (1) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、 再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定するこ と。また、再々委託は原則として認めない。
- (2) 再委託先が子会社や関連会社である場合は、利益控除を行うこと。
- (3) 契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。
- (4) 一般管理費の算出は、①直近の決算から算出の率②受託者の内規③10%の 3 つを比較して最も低い率で決定すること。
- (5) 一般管理費からは再委託にかかる分は除外すること。
- (6) 人件費は、文化庁ホームページ「文化庁委託業務の事務処理について 経費計上の

留意事項等」に則って算出根拠を明示すること。

- (7) 委託費の支払いにおいて、マイルやポイントの取得は禁止する。
- (8)額の計上にあたっては、その算出根拠を示し、根拠なく定額で示さないこと。
- (9)仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、「日本書籍翻訳・ 普及事業委託実施要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。